

なごやの学童保育

市連協ニュース No.1

2017年度・5月9日発行
 名古屋市学童保育連絡協議会
 TEL(052)-872-1972
 FAX(052)-308-3324
 E-Mail:info@gakudou-nagoya.org

HP <http://gakudou-shirenkyou.nagoya/> Facebook <https://www.facebook.com/NagoyaNoGakudouHoiku>

新助成制度の検討など承認 定期総会を開催

名古屋市学童連絡協議会(市連協)は4月23日(日)、名古屋市瑞穂区の名古屋市博物館の講堂で、第37回定期総会を開きました。148人が出席し、合同雇用に伴う複数統一運営への助成や地代補助を含めた今後あるべき学童保育助成制度への要望検討などを柱とする2017年度の活動方針案や新役員体制(一部を裏面に掲載)を満場一致で承認しました。



基調提案では賀屋哲男事務局長が、全国の趨勢と異なり学童保育所が実質は増えていない名古屋市の現状に言及。他の都道府県では公設の学童保育が主流であるのに、名古屋市では民設民営で土地探しなど保護者の負担が大きい点などを強調しました。

2016年度総括では、青崎美紀副会長が秋に名古屋市で開催された全国学童保育学童保育研究集会の成功を評価。毎年恒例の請願署名の代わりに取り組んだ市長宛の要望署名(3925筆)や市との懇談会、区連協を通じた県議会議員への働きかけの成果も報告しました。

2017年度方針案では、池田徹弘会長が市議会への請願署名を「未定。検討する」としつつ「全ての議員、会派と懇談して学童保育への理解を働きかける」としました。学童運営の運営形態については「市と連携し今後のあり方を模索する」と提案しました。

2017年度市連協会長あいさつ

池田 徹弘

より良い学童保育へ連携深めよう

2016年度に続き会長を務めさせていただきます。

2017年度は国の子ども・子育て支援新制度および名古屋市で学童保育条例が施行されて3年目の年です。2017年度だけをとっても市の学童保育予算が2016年度の13億円から20億円に増額されました。



この間、指導員の常勤配置助成制度が導入されるなど、学童保育を取り巻く環境がこれまでにないスピードで変化しています。

この状況では助成制度を活用していく私たちも変化を求められます。これまで以上の自助努力も必要になっています。しかし拡充・新設された助成金が適切に使われていない学童保育所もあると聞いています。市連協も環境の変化についていくのが精一杯で、十分な対応ができなかったと反省しています。

一方で、子どもを真ん中に置いて議会や行政と連携して学童保育を前進させることが、少しずつですができるようになってきました。現行の学童保育施策は5年をめどに見直されることとされており、次の制度がスタートするであろう2020年度に向けて、2017年度は私たちにとって現状を検証し新たな要望を挙げていく重要な年になります。議会や行政との連携を深めて、より良い学童保育の実現に努めていきたいと思ひます。

そして理想の実現には、市連協と各区の学童保育連絡協議会、個々の学童保育所が足並みをそろえていくことが大切です。皆さんの声をしっかり聞きながら、一緒に考え、共に活動していきたいと思ひています。1年間、よろしくお願ひいたします。

新体制スタート

市連協の新体制がスタートしました。

市連協では、名古屋市全16区からの各1人以上の代議員(区連協代表者)により「区連協代表者会議」(区代表者会議)を構成し、総会に次ぐ意志決定機関としています。原則、毎月第1火曜日の19時半から金山・労働会館で約2時間の会議を開いています。総会で採択した基本方針をどう具体化するか、取り組みの詳細について各区の意見を持ち寄り、決定していきます。各区連協や各学童保育所の課題や悩みを共有し、解決に向けた情報交換も図ります。

一方、「役員会」は各区連協または役員の推薦を受けた人たちが構成しています。さまざまな取り組みを企画し、区代表者会議に提案します。行政や議会、他団体とのやりとりの窓口も務めます。

2017年度の役員のうち「5役」と呼ぶ役職者は以下の通りです。よろしくお願ひします。

【2017年度市連協役員 5役体制】

役職	氏名	出身区・立場
会長	池田徹弘	緑・保護者 OB
副会長	松尾博	緑・保護者 OB
	三輪早矢加	昭和・保護者 OB
事務局長	青崎美紀	中川・保護者 OB
事務局次長	金澄枝	北・保護者 OB
	安井昭政	中川・保護者 OB
	村国哲也	名東・保護者 OB
	賀屋哲男	専従
会計	北岡克幸	名東・保護者
	杉林弓子	熱田・保護者

※市連協役員を決める総会を5月中に開催する区連協も多いため、他の役員は次号のニュースで紹介します。

繰越金・積立金の適正管理を 市が学童保育に「集団指導」

名古屋市は4月27日(木)と28日(金)の両日、名古屋市昭和区の名古屋市高齢者就業支援センターで「集団指導」を2016年度に続き実施、158カ所の学童保育所(行政用語では「放課後児童健全育成事業者」)関係者が参加(欠席6カ所)しました。学童保育条例に定める学童保育所の適正な運用・助成

金申請を徹底するのが目的です。担当者は「厚労省令・条例・指針等をまとめた冊子を配布済み。助成拡大に伴い事業者に求められるものも厳しくなっている。会のみなさんに周知をお願いする」と述べました。

繰越金・積立金については「上限設定が必要」との考えを示し、「かつちりとした管理は平成29年度予算から。額が適切か検討し、(過剰なら)保護者負担の見直しなどをしてほしい」としました。繰越金の上限は「検討中」と明言。管理が不適切な場合は返還を求める場合もある旨を強調しました。積立金は「目的別に口座を分けて管理してほしい」とし、「一律の基準は定めていないが、実情に合わせて上限を設定してほしい」としました。

愛知県が実施する2017年度の指導員の現任研修は「詳細が市に降りてきていない」としました。その他、特に再度確認すべきと思える内容は以下の通りです。
○非常災害対策は計画を周囲に周知すること。避難訓練は年間計画を立て少なくとも月1回実施し、記録を保管。年度初めには事業実績報告書を提出すること。
○1カ月以上の治療が必要な事故は報告が必要。翌日までにまず一報を。報告が事故後に日経ってからが多い。治療が1カ月かかるか否かわからない場合も報告してほしい。

さらに2016年度に60カ所で実施した実地指導での問題事例の説明もありました。以下の通りです。
○職員は2人体制が基本。出勤簿やシフト表などの記録がないと「不明確」と言わざるを得ない。何時から何時まで働いたかがはっきり確認できるように。開所時間より短い勤務時間も不可。
○同一敷地内の隣接クラブと一緒に運営する場合、シフト表を分け、どちらで勤務しているかわかるように。
○おやつ代の仮払い金があるまま決算書に記載されていたのは不可。実際の支出を記載すること。
○個人情報の保管は鍵がかかる書庫等で。
○運営委員会の議事録をとり保管を。
○指導日誌の記載がない開所日は不可。
○開所時間を変更したら運営規程も修正し再提出を。
○運営規程に盛り込むようお願いしている文章がたまたに欠落している場合がある。
○書類は毎年の新しい様式で。

資料をよく読み各学童保育所で再確認しましょう。